

## 中間とりまとめ

(環境影響評価制度のあり方について)

(案)

平成 23 年 月 日  
名古屋市環境審議会 環境影響評価部会

## 目 次

1	制度見直しに当たっての基本的考え方	1
	(1) 名古屋市における環境影響評価制度	
	(2) 基本的考え方	
2	今後の環境影響評価制度のあり方	2
	(1) より早い段階での環境配慮制度の導入	2
	ア これまでの経緯、新たな制度導入の目的	
	イ 制度の概要	
	（ア）制度の対象	
	（イ）配慮書に記載すべき内容（調査・予測等の手法）	
	（ウ）配慮書の手続（配慮書の周知、市民意見の提出）	
	（エ）審査会の役割、配慮意見書の送付	
	（オ）方法書以降の手続段階への反映	
	（カ）その他	
	(2) 現行制度の検討課題への対応	6
	ア 環境影響評価におけるコミュニケーションの充実	
	（ア）方法書段階の手続の強化	
	（イ）情報提供（環境影響評価関係図書の周知）と市民参加の促進	
	a 有効な周知方法・縦覧方法	
	b 意見の提出方法	
	c 事業者説明会	
	（ウ）わかりやすい図書の作成	
	イ 手続の見直し	
	（ア）工事の長期化・長期中断案件への対応	
	（イ）事業内容の変更の手続	
	ウ 事後調査結果に関する審査会の役割	
	エ 対象事業	
	（ア）対象事業の種類と規模	
	（イ）関連する事業の捉え方	
(3)	環境影響評価の技術手法等	10
	ア 環境影響評価の項目の体系化、今日的な環境問題への対応	
	イ リプレース事業の環境影響評価のあり方	

(4) 環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例との関係	11
ア 事前配慮に係る準用規定	
イ 事後調査に係る準用規定	
ウ 法及び県条例対象事業に係る市長の意見の形成	
(ア) 改正法を踏まえた見直し	
(イ) 市外案件への関与	

3 将来的な検討課題	13
------------	----

附帯意見	14
------	----

参考資料 1 環境影響評価部会委員名簿	15
参考資料 2 審議経過及び今後の予定	16
参考資料 3 環境影響評価制度の年表	17
参考資料 4 環境影響評価の実施件数	18
参考資料 5 今後の制度の手続の概要	19
参考資料 6 今後の事後調査の手続の概要	20
参考資料 7 法対象事業の手続について	21

## 1 制度見直しに当たっての基本的考え方

### (1) 名古屋市における環境影響評価制度（参考資料 3 及び 4 参照）

環境影響評価制度は、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業等を行う場合に、周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、市民・行政が意見を出しあい事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みである。

名古屋市（以下、「市」という。）では、公害の未然防止をはじめ広く自然的、社会的、文化的環境を含めた環境の保全の見地から事業が適正に行われることを期し、もって市民のための良好な環境の確保を図るため、昭和 54 年に名古屋市環境影響評価指導要綱（以下、「市要綱」という。）を施行した。その後、平成 9 年の環境影響評価法（以下、「法」という。）の公布、平成 11 年の完全施行等の動向を踏まえ、平成 11 年に名古屋市環境影響評価条例（以下、「市条例」という。）を施行し、現在に至っている。

市要綱及び市条例の施行を通じ、現在までに 53 件（平成 23 年 12 月 20 日現在）の事業について環境影響評価手続が実施されたことにより、環境配慮の確保を促進することができ、市域の環境保全に一定の成果をあげてきた。

### (2) 基本的考え方

国においては、平成 11 年の法の完全施行から 10 年が経過し、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化に対応するための環境影響評価法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が平成 23 年 4 月に公布された。改正法では、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）手続の新設、事業者による環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）段階における説明会の義務化等の制度拡充の規定が盛り込まれている。

一方、近年の市の環境行政の動向を見ると、従来の公害防止等にとどまらず、気候変動や生物の多様性の保全等の今日的な環境問題にも対応するため、2050 年の社会を見据えた「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」及び「生物多様性 2050 なごや戦略」の 3 つの中長期的な戦略を策定し、具体的な施策・事業を展開していくこととしている。

また、市条例の制定から 10 年以上が経過し、この間の環境影響評価制度の施行状況を点検、評価すると、制度に対する市民の関心の低下が懸念さ

れるなど、制度面・運用面の規定の見直し、改善が必要な事項も見受けられる。

このような現状を踏まえ、事業計画のより早い段階における環境配慮を促進するとともに、事業者と市民とのコミュニケーションの充実、手続の透明性・信頼性・客観性の確保等、今後の環境影響評価制度をより実効性の高いものとしていくことが必要である。

なお、市における環境影響評価制度の基本的な枠組みとして、これまでの市要綱及び市条例の施行を通じ、事業者自らが環境影響評価及び事後調査等を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること、また、市民への周知、意見の受付、公聴会の開催等、環境影響評価に係る情報公開と市民参加について市長が主体的に行うことについては、制度が定着していることを踏まえ、今後も引き続き維持していくことが適当である。

## 2 今後の環境影響評価制度のあり方

### (1) より早い段階での環境配慮制度の導入

#### ア これまでの経緯、新たな制度導入の目的

市では、市条例に基づき、事業者が対象事業に係る計画を策定するに当たって環境の保全の見地から事前に配慮すべき事項等を示した事前配慮指針を定め、事業者と同指針に基づき事前配慮を行うことを義務付けている。

この事前配慮制度は、法にはない制度で、あらかじめ環境保全に関して事業者自らが配慮することにより、環境保全について適正に配慮された事業計画が策定されるよう導入されたものであり、良好な環境の確保に対して一定の成果をあげてきた。しかし、事前配慮の内容は方法書で記載されることとなっており、事業計画の立案の段階における情報公開と市民参加を制度化しておらず、また、複数案が検討される内容とはなっていない。

一般的に、事業計画が概ね固まった段階で行う環境影響評価では、環境保全措置の採用等についての柔軟な対応が困難な場合が見られる。この問題に対応するための手段として、戦略的環境アセスメント（以下、「SEA」という。）制度がある。

市においては、平成 16 年 4 月に名古屋市戦略的環境アセスメント制度導入検討委員会を設置し、SEA 制度の基本的な考え方や導入のあり方について検討を進め、平成 18 年 3 月、同委員会において検討結果が取りまとめられた。この検討結果を受けて、制度の構築・導入について検討を進めてきた。

一方、国においても、平成 19 年に、環境省が、事業の位置、規模等の検討段階のものについての SEA 制度の共通的な手続等を示す、「戦略的環境

アセスメント導入ガイドライン」を作成し、複数の事例に適用された。また、地方公共団体においても SEA 制度が検討され、一部の自治体においては制度が導入されてきた。

改正法では、方法書より前（事業実施段階前）の手續として配慮書の手續が新設された。この手續は、個別事業の位置・規模または施設の配置・構造等の検討段階で、複数案を対象として環境面の影響について比較評価を行うものであり、事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度である。

これらの状況を踏まえて、事業の実施段階の環境影響評価の限界を補い、事業の早期段階における環境配慮を可能とするため、改正法で導入された配慮書の手續に準じた制度を市条例の対象事業についても導入するべきである。

## イ 制度の概要

### (ア) 制度の対象

配慮書の作成の時期については、より早い段階における環境配慮を可能とするため、対象事業の位置・規模または施設の配置・構造等を検討している事業計画の立案の段階（個別事業の計画段階）とすべきである。

また、環境配慮を確保する仕組みは、環境影響評価制度の対象とする事業の種類・規模に関わらず必要であることから、対象事業全てとすることが適当である。

### (イ) 配慮書に記載すべき内容（調査・予測等の手法）

配慮書には、改正法に準じた内容として、対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況、複数の案について計画段階配慮事項（方法書以降における環境要素に該当）ごとに調査・予測・評価の結果を取りまとめて比較したものに加え、環境配慮方針（現行の事前配慮指針に定める事前配慮事項に該当）についても記載されるべきである。

市条例の配慮書は、個々の事業の特性等に応じた柔軟な制度とすることが望ましく、ゼロ・オプション、事業実施想定区域、施設の配置・規模・形状・施工等の様々な要素のうち、事業者において環境の保全の観点から検討可能な要素の複数案を対象に比較評価を行うことが必要である。

調査・予測は、原則として既存資料をもとに実施し、情報の蓄積が不十分な場合には必要に応じ現地調査を実施すること、また、評価は、複数案を対象に原則として比較評価を行うこと、さらに、複数案の調査・予測・評価を踏まえた環境配慮を行うことが適当である。

また、環境配慮方針については、複数案の調査・予測・評価を行ったものの以外も含めて、現行の事前配慮指針と同様、幅広い項目についての環境配慮とし、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「環境負荷の低減」等の観点に基づく内容とすることが適当である。

#### **(ウ) 配慮書の手続（配慮書の周知、市民意見の提出）（参考資料 5 参照）**

配慮書の手続については、市の環境影響評価制度における市民、事業者及び行政のそれぞれの役割分担の基本的考え方を踏まえ、方法書等の手続と同様に、事業者から送付を受けた図書について、市長が告示・縦覧を行うことが適当である。また、市民が保有している環境情報を的確かつ効率的に収集するために、配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を市長に提出できること、さらに、提出された意見については、市長から事業者にその写しを送付することが適当である。

配慮書の内容の周知期間や意見の提出期間については、市民に十分に周知され、意見を提出するために必要な期間として、方法書等の図書と同程度の期間を確保することが望ましく、縦覧期間は告示から 30 日間、意見の提出期間は告示から 45 日間とすることが適当である。

また、事業者も配慮書の内容を周知すべきであり、事業者における配慮書の内容の周知については、縦覧期間内に行うものとして、事業者の事務所等における図書の閲覧を義務付けることに加え、事業の種類や計画の検討段階に応じた適切な方法による周知、説明会を行うことが望ましい。

#### **(エ) 審査会の役割、配慮意見書の送付（参考資料 5 参照）**

市長は、環境影響が適切に評価され、必要な環境配慮が行われるよう、市民意見を踏まえて、配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下、「配慮意見書」という。）を作成し、事業者に送付することが適当である。

配慮意見書の作成にあたっては、公平性、客観性等を確保するため、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）に意見を求めることが適当である。また、行政手続の透明性の観点から、手続に係る期間については、あらかじめ明らかにすべきであり、配慮意見書は、方法書の手続と同様に、配慮書の告示後 90 日以内に事業者に送付することが適当である。

また、配慮意見書については事業者に送付したことを告示し、意見の写しを縦覧することが必要である。なお、縦覧期間については、方法書に対する市長の意見を記載した書類（方法意見書）等に準じて、15日間とすることが適当である。

#### （オ）方法書以降の手續段階への反映

事業計画を概ね特定する際には、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われることとなるが、その過程において、事業者は、配慮書に対する市民意見や配慮意見書に記載された意見を踏まえて、事業計画を概ね特定し、方法書を作成すべきである。

方法書には、配慮書に対する市民意見の概要及び配慮意見書に記載された意見、当該意見に対する事業者の見解、配慮書に対する意見等を踏まえて概ね特定した事業計画に係る環境配慮の内容が記載される必要があり、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下、「評価書」という。）についても同様にすべきである。

なお、配慮書に記載された調査・予測等の結果を方法書以降の環境影響評価において使用することを否定するものではない。ただし、その使用については、調査・予測・評価において必要とされる水準が確保されることが必要である。

#### （カ）その他

配慮書に記載されるべき内容についての考え方や技術的な手法については、事業者等に対して明確に示すことが求められるため、環境影響評価技術指針（以下、「技術指針」という。）の中に新たに定められる必要がある。

また、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合または対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、方法書から評価書までの手續を行うことができることとしており、この場合にあつては、配慮書の手續の実施者等について、別途検討することが適当である。



## (2) 現行制度の検討課題への対応

### ア 環境影響評価におけるコミュニケーションの充実

#### (ア) 方法書段階の手続の強化

法対象事業の方法書については、分量が多く専門的であること、コミュニケーション不足との指摘もあることから、改正法においては、事業者の方法書要約書の作成及び方法書説明会の開催が義務付けられた。

市条例においては、方法書要約書の作成及び方法書説明会の開催については義務付けていないが、方法書の内容を市民に対して丁寧に説明していく必要があることから、改正法と同様に、方法書要約書の作成、方法書説明会の開催を義務付けるべきである。

#### (イ) 情報提供（環境影響評価関係図書の周知）と市民参加の促進

##### a 有効な周知方法・縦覧方法

環境影響評価関係図書については、市役所、区役所等での図書の縦覧に加え、事業者の協力が得られた場合には市公式ウェブサイトにおいて電子データを掲載することにより、広く公表している。しかし、縦覧場所としている区役所情報コーナー等は、図書を読む場所に限りがあることや、準備書は内容が専門的であり、中には 800 頁を超えるものもあることから、縦覧場所で落ち着いて読むことは困難であると考えられる。また、縦覧に供するために大量の印刷物を用意しており環境に配慮しているとは言い難いという課題もある。

改正法において、行政手続の電子化の進展等を背景として、図書の電子縦覧が義務付けられたこともあり、今後は、市条例においても電子縦覧を制度化するとともに、現在の縦覧場所を見直すことや、自宅等で落ち着いて読むことができるように図書を積極的に貸し出すなど、市民のニーズにあった効率的かつ効果的な縦覧を実施すべきである。

##### b 意見の提出方法

現在、市長は市民への周知として、告示の他、広報なごや、市公式ウェブサイトでの情報提供等を行っている。しかし、市条例施行後の状況を見ると、方法書及び準備書の縦覧者数については、事業の話題性等によっても異なるが、5 名～60 名、市民意見の提出件数は、0 件～16 件であり、近年減少傾向にあることが課題となっている。また、意見の提出方法は郵送または持参に限定しており、社会の IT 化、行政手続の電子化の進展等に対応していないため改善が必要である。

今後は、環境影響評価関係図書の縦覧について効果的に周知するために、メーリングリスト等を活用したより効果的な周知方法の検討と導入、また、意見提出を容易にするために、現行の郵送または持参による方法に加えて、FAX、電子メール、ウェブ入力フォーム等による意見提出方法の検討が必要である。

### **c 事業者説明会**

準備書の内容についての事業者説明会は、事業者と市民が直接接する重要な手続であり、事業者に対して縦覧期間内に関係地域内で説明会を行うよう義務付けている。現行では、開催に関する事項は事業者判断で決定され、開催日時及び場所について、市長には届出がされるが、開催日時や場所に対して助言できる仕組みではなく、説明会の運営方法等についても事業者に委ねられている。また、関係地域内への説明会開催の周知は事業者に義務付けているが、関係地域外の市民に対する周知は義務付けがない。

今後は、より有意義な説明会になるよう、開催日時や場所についてあらかじめ市長が助言できる仕組みにするとともに、関係地域外の市民に対しては、市長の責任において説明会の開催案内等を積極的に周知する必要がある。

また、2 (2) ア(ア) (6 頁参照) において開催を義務付けるべきとした方法書説明会についても、準備書説明会に準じた周知をしていくことが必要である。

### **(ウ) わかりやすい図書の作成**

準備書については、事業特性や地域特性を踏まえ、調査・予測等が科学的に適切な手法で実施されているか、その結果が正確かなどを判断することができる情報を載せる必要があるため、記載内容の省略や簡略化は困難であり、内容が専門的で分量が多くなっている。現行でも、図書を読みやすくするために本編と資料編が作成されているが、それぞれの図書の役割分担が明確ではなく工夫が必要である。そのため、それぞれの図書にどのような内容が記載されるべきかを検討し技術指針を見直すとともに、図書作成の手引きを策定し、あらかじめ事業者等に示すことが望ましい。

また、準備書には、要約書の作成が義務付けられているが、要約書は、誰に何を伝えるための図書なのかの位置付けが曖昧であり、準備書の記載内容の抜粋の形式のものが多い。そのため、今までの要約書には 140 頁程度のものもあり、要約としては分量が多いために市民にとってわかりにく

く、一方、情報を省略しているために専門的には内容が不十分なものとなっている。市民のための図書と学識経験者による審査のための図書は性質が違い、両方を満たす図書の作成は非常に困難であるため、要約書を市民が準備書の内容に関心を持つための図書として明確に位置付けるべきである。

## イ 手続の見直し

### (ア) 工事の長期化・長期中断案件への対応（参考資料 6 参照）

対象事業に係る工事中及び存在・供用時の環境影響については、事後調査により把握される。事後調査の手続については、工事中と工事完了後に分けて、それぞれ、事後調査計画書の作成、事後調査の実施及び事後調査結果報告書の作成を義務付けている。

事後調査計画書の中に記載された工事計画について、工事中に事業計画等が変更となり、工事が長期化したり工事を中断する場合がある。このような場合には、手続が進まず、工事中の事後調査結果報告書が提出されないため、工事中の環境影響が公表されない。

現在工事中の事業の中には、20 年以上の長期間にわたって工事を行っているものもあり、工事が長期化している事業においては、そのほとんどで工事と並行して施設が一部供用されており、供用による環境影響が考えられる。存在・供用時の環境影響については早期に把握し公表されることが望ましいが、施設の供用を開始した後に工事を中断した場合には工事完了後の事後調査計画書が提出されないため、供用時の環境影響の把握、環境保全措置の検討、結果の公表が行われない。

今後は、事後調査の手続の考え方を見直し、工事が長期間に及ぶ場合には、事業者が定期的に調査結果を報告する規定を設けること、事後調査を工事中と存在・供用時に区分し、施設の一部供用を開始する際に存在・供用時の事後調査計画書を提出し、事後調査を開始する仕組みとすること、さらに施設の一部供用が長期間に及ぶ場合等に必要と認められる時期にも調査を行いその結果を報告する規定を設けることが必要である。

### (イ) 事業内容の変更の手続

変更届は事業者が方法書の告示から工事完了後の事後調査結果報告書の告示の間に対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合に届け出るのであり、届出が必要な変更の諸元や軽微な変更等の考え方は、市条例施行細則で定めている。現在までに手続が終了した事業について、評価書に

記載された事業内容を事後調査後のものと比較すると、ほとんどの事業で事業内容が変更されているが、その多くは届出を必要としない変更である。

変更届には、当該変更に係る環境への影響の程度の記載を義務付けているため、届出が必要な場合には、事業者が変更による環境影響を事前に把握し、その回避、低減を図ることとなり、また、市長も影響の程度を把握することができる。しかし、届出の必要がない変更であっても、環境への影響が大きくなる可能性があり、そのような場合の環境影響の変化については、届出がされないため、市長が適切な時期に把握することが出来ないといった課題がある。

今後は、事業内容の変更に係る環境影響を適切に把握できるようにするために、市条例施行細則に規定する変更の諸元や軽微な変更等の考え方を見直すべきである。

また、変更届は再手続の必要性を判断するために提出されるものであり、変更による環境影響を公表する規定がないため、現行では、市長が任意で公告・閲覧を行っている。事業内容の変更に伴う環境影響の変化の程度や再手続に対する判断については、広く公表されることが望ましいため、変更届の内容、判断結果について告示・縦覧する規定を設けることが必要である。

一方、事業内容の変更の手続に係る期間について、現行では定めていないが、行政手続の透明性の観点からあらかじめ明らかにすべきであり、環境影響の変化の程度を確認するための期間を確保するため、再手続に対する判断結果は、変更の届出から30日以内に事業者へ通知することが適当である。

また、判断結果の通知は、現行では再手続が必要な場合に限って行うこととしているが、今後は再手続の必要性に関わらず行うべきである。

## ウ 事後調査結果に関する審査会の役割

事後調査結果報告書では、事業者が事業による環境影響の程度について把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証した内容が明らかにされることとなる。

現行では、市長が事後調査結果報告書の提出を受けた場合で、事業者へ追加措置を要請する場合に限り審査会に意見を求める規定としており、それ以外の場合においては、市が任意で審査会委員へ事後調査結果報告書を送付しているが、審査会の場では報告されていない。

事後調査結果の妥当性について、技術的、専門的な見地からの検証が行われる必要があると考えられるため、今後は事後調査結果に関しても積極的に審査会を活用すべきである。

## エ 対象事業

### (ア) 対象事業の種類と規模

市条例の対象事業の種類には、法が対象としている道路、鉄道の建設事業等の他、法では対象としていない廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却等施設等）、大規模建築物の建築等も含まれている。また、地域特性等を考慮して比較的小規模な事業まで対象としており、これらは他法令や社会情勢の状況、市域での実施の可能性といった背景を考慮して定められている。

対象事業の規模要件に満たない事業であっても、周辺環境を悪化させる可能性はあるが、市域において、市条例の制定以降、対象事業の種類と規模要件の変更を必要とするような大きな社会情勢の変化はないと考えられることから、対象事業の種類と規模要件は変更せず、現行のまま引き続き運用することが適当である。

なお、改正法では風力発電所が法対象事業に追加されたが、市域には風力発電の適地がほとんどなく事業実施の可能性が低いと考えられることから、新たに対象事業として追加しないものとするのが適当である。

### (イ) 関連する事業の捉え方

一の対象事業に含まれると解すべき不可分の関連事業・関連工事、付帯施設等の捉え方、また、相互に密接に関連する二以上の事業を一の事業とみなすと対象事業に該当する場合の取扱いについて、必ずしも明確な基準等が示されていない。このため、対象事業として捉える範囲の考え方を明確にする必要がある。

## (3) 環境影響評価の技術手法等

### ア 環境影響評価の項目の体系化、今日的な環境問題への対応

技術指針については、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、改定するものとしている。現行の技術指針は平成11年に作成され、平成18年に一部が改定されたものであるが、その後の国等の動向を踏まえ、見直す必要がある。

一方、市では、2050年を見据えた「水の環復活2050なごや戦略」、「低炭素都市2050なごや戦略」及び「生物多様性2050なごや戦略」を策定し、

現在、次期計画となる「第3次名古屋市環境基本計画」の検討を進めているところであり、この内容についても技術指針に反映していく必要がある。

環境影響評価を行う対象となる環境要素については、名古屋市環境基本条例の下での環境保全施策の対象を始め、幅広く社会的、文化的要素も考慮し、現在は大気質以下24項目が規定されているが、第3次名古屋市環境基本計画の考え方に応じた環境要素の体系化を図り、現行では対応できていない水循環、ヒートアイランド対策、生物の多様性の保全等の視点を盛り込むことを検討すべきである。

なお、技術指針の改定内容については、国の動きや他自治体の指針等も参考にすることが望ましい。

## イ リプレース事業の環境影響評価のあり方

市条例においては、環境負荷の低減が図られるような施設をリプレースする場合においても、新たに施設を設置する場合と同様の環境影響評価が必要となっている。一方、国では、環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレース事業については、早期に供用されるよう環境影響評価手続の合理化についての検討が行われている。

環境負荷の低減が図られる事業であっても調査等を含めた全体の手続期間について、新たな場所に設置しようとする場合と同程度の時間を要し、早期に供用されないことは課題である。したがって、リプレースにより環境負荷の低減が図られる事業については、環境影響評価項目の削減または調査若しくは予測手法の簡略化により環境影響評価の期間の短縮が図られるよう、技術指針を見直すべきである。

## (4) 環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例との関係

### ア 事前配慮に係る準用規定（参考資料7参照）

現行では、法に方法書より前の手続の規定がないことを受けて、市域に対象事業実施区域がある法対象事業の事業者に対して、市条例の事前配慮の規定を準用している。

改正法で新設された配慮書の手続は、法の第一種事業を実施しようとする事業者には義務付けられているが、法の第二種事業を実施しようとする事業者には任意となっており、改正法に基づく配慮書の手続が行われない場合が想定される。

改正法に基づく配慮書の手続を行う事業者に対する条例の事前配慮の準用規定については、方法書より前の手続を条例で規定することが法に抵触

するために、削除する必要がある。一方、改正法に基づく配慮書の手続を行わないこととした事業者に対しては、より早い段階における環境配慮について広く公表され、意見を聴く手続が規定されることが望ましいという観点から、事前配慮の準用に替えて、市条例に新たに導入する配慮書の手続を準用させることが適当である。

また、法の第二種事業を実施しようとする事業者が条例に基づき配慮書を作成する際の指針を示す必要がある。

## イ 事後調査に係る準用規定（参考資料7参照）

現行では、法に事後調査に関する手続の規定がないことを受けて、市域で事業を行う法対象事業の事業者に対して、市条例の事後調査手続の規定を準用している。

改正法により法対象事業の事業者が環境保全措置に係る報告書の公表、許認可権者への送付が義務付けられた。この報告書手続においては、許認可権者及び環境大臣は、環境の保全の見地からの意見を述べることができるが、市域で事業が行われる場合であっても、市長が意見を述べることができる規定がない。

事後調査については、地方公共団体が、その自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、改正法の報告書手続とは別に事後調査手続を課すことは法に抵触することにならないとされており、市民のための良好な環境を確保するために、市域で行われる法対象事業に対しても、その事後調査の結果に応じて、市長が必要な追加措置を要請することができる制度であることが望ましい。したがって、今後も市域で行われる法対象事業については、市条例の事後調査手続を準用していくべきである。

また、法対象事業の事業者が、市条例と同様に、事業による環境影響の程度を把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証することを目的として事後調査を行うべきであり、法対象事業者が市条例に基づき事後調査を行う際の指針を示すことが必要である。

## ウ 法及び県条例対象事業に係る市長の意見の形成

### (ア) 改正法を踏まえた見直し（参考資料7参照）

現在、法対象事業についての環境の保全の見地からの市長の意見は、愛知県知事（以下、「知事」という。）からの照会に応じて、市条例の規定を準用して作成し、知事に送付する仕組みとなっている。しかし、地方分権の進展や、環境影響評価条例を有する市の審査スケジュールを確保する

観点から、改正法により、関係地域が市域内に限られる法対象事業については、市長が直接事業者に意見を述べることとなった。

市条例の規定は、法対象事業について、市長から知事に対して意見を述べることを前提としているため、事業者へ直接意見を提出する場合にも対応できるように規定の整理を行う必要がある。

### (イ) 市外案件への関与

事業予定地が市域外にある法対象事業や愛知県環境影響評価条例の対象事業についても、環境影響を受けるおそれがある範囲に市町村の区域が含まれる場合がある（以下、「関係市町村」という。）。このように、市が関係市町村となる場合には、知事から市長に対して環境の保全の見地からの意見の照会があり、それに応じて市長は意見を述べることとなる。

しかし、市条例には、関係市町村の長として意見を述べる際に、審査会に意見を求めることができるような規定がない。

今後は、環境影響評価関係図書の審査等において、手続の公平性、客観性等を確保する観点から、関係市町村の長として意見を求められ、意見を作成する場合には、必要に応じて審査会に意見を求めることができる規定を設ける必要がある。

## 3 将来的な検討課題

環境影響評価制度のより一層の充実を図り、市域における環境の保全を適切に推進していくため、政策決定や上位計画の策定段階における SEA 制度について、国等の動向の情報収集等に努めるとともに、市における制度導入の可能性、その効果等についてさらに研究を進めることが望まれる。

また、新たな制度を施行したのち一定期間を経た時点において、制度の施行状況を点検するとともに、市を取り巻く自然的・社会的な環境変化の動向も踏まえ、必要に応じ制度を見直していくことが必要である。

特に、市条例の対象事業の種類と規模要件については、時代とともに変化する望ましい地域のあり方を考慮した適切な制度となるよう、今後も情報の収集に努め、引き続き検討を進めることが必要である。

さらに、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知ターゲット等を踏まえ、市域における緑地等を適切に保全し、都市における生物多様性を維持・改善していくために、環境影響評価制度に加え、より実効性のある施策の推進が望まれる。



## 附 帯 意 見

新たな環境影響評価制度の施行にあたっては、制度の仕組み、意義、効果等が市民に十分理解されるよう、市民、事業者及び行政の役割等を具体的に説明するなど、積極的・継続的な周知に努めることが大切である。

また、今後も環境影響評価制度を着実に推進し、環境配慮の確保を推進していくため、事業者が行う予測・評価の基礎データとなる市域の環境情報を積極的に集積し、その情報提供に努めることや、技術審査等に係る具体的な指導・助言等を適切に行うことができる執行体制を充実させていくことも大切である。

## 参考資料1 環境影響評価部会委員名簿

◎部会長、○部会長代理

氏 名	所 属
内川 尚一	名古屋商工会議所理事・企画振興部長
香坂 玲	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
河野 義信	社団法人中部経済連合会産業技術部長
土屋 由紀	名古屋女子大学非常勤講師
○豊島 明子	南山大学大学院法務研究科准教授
鳥居 憲一	公募委員
原田 彰好	愛知県弁護士会
福井 清	公募委員
◎吉久 光一	名城大学理工学部建築学科教授

(五十音順、敬称略) 平成 23 年 5 月 25 日現在

## 参考資料2 審議経過及び今後の予定

日程	審議内容
第1回 平成23年5月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会への諮問内容について</li> <li>・法改正に伴う検討事項について</li> <li>・本市独自の検討事項について</li> <li>・今後の審議スケジュールについて</li> </ul>
第2回 7月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価手続きにおける課題</li> <li>・法改正を踏まえた本市制度の見直し</li> <li>・より早い段階での環境配慮制度について(1)</li> </ul>
第3回 8月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より早い段階での環境配慮制度について(2)</li> </ul>
第4回 10月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の長期化・長期中断案件への対応</li> <li>・事業内容の変更の手続き</li> <li>・対象事業の種類と規模</li> </ul>
第5回 10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の技術手法等</li> <li>・事業者による配慮書の周知方法について</li> </ul>
第6回 12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法対象事業の事後調査手続きに係る市条例の準用について</li> <li>・中間とりまとめ(環境影響評価制度のあり方について)(案)</li> </ul>
平成24年 2月上旬～3月上旬	中間とりまとめの公表及び市民意見の募集 (パブリックコメント)
第7回 3月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間とりまとめに対する市民意見及びその見解について</li> <li>・部会報告(案)</li> </ul>

### 参考資料3 環境影響評価制度の年表

	国	市
昭和47年	閣議了解（各種公共事業に係る環境保全対策について）	
昭和53年		名古屋市公害対策審議会答申（名古屋市における環境アセスメント制度のあり方について）
昭和54年		名古屋市環境影響評価指導要綱 施行
昭和59年	閣議決定（環境影響評価の実施について）	
平成5年	環境基本法 公布・施行 〔環境影響評価の推進を規定〕	
平成8年		名古屋市環境基本条例 公布・施行 〔環境影響評価の推進を規定〕
平成9年	中央環境審議会答申（今後の環境影響評価制度の在り方について） 環境影響評価法 公布	
平成10年		名古屋市環境審議会答申（名古屋市における今後の環境影響評価制度のあり方について） 名古屋市環境影響評価条例 公布
平成11年	環境影響評価法 完全施行	名古屋市環境影響評価条例 施行
平成19年	戦略的環境アセスメント導入ガイドライン 通知	
平成20年	生物多様性基本法 公布・施行 〔早期段階における環境配慮の充実を規定〕	
平成22年	中央環境審議会答申（今後の環境影響評価制度の在り方について） 閣議決定（環境影響評価法の一部を改正する法律案）	
平成23年	環境影響評価法の一部を改正する法律公布	名古屋市環境審議会諮問（環境影響評価制度のあり方について）

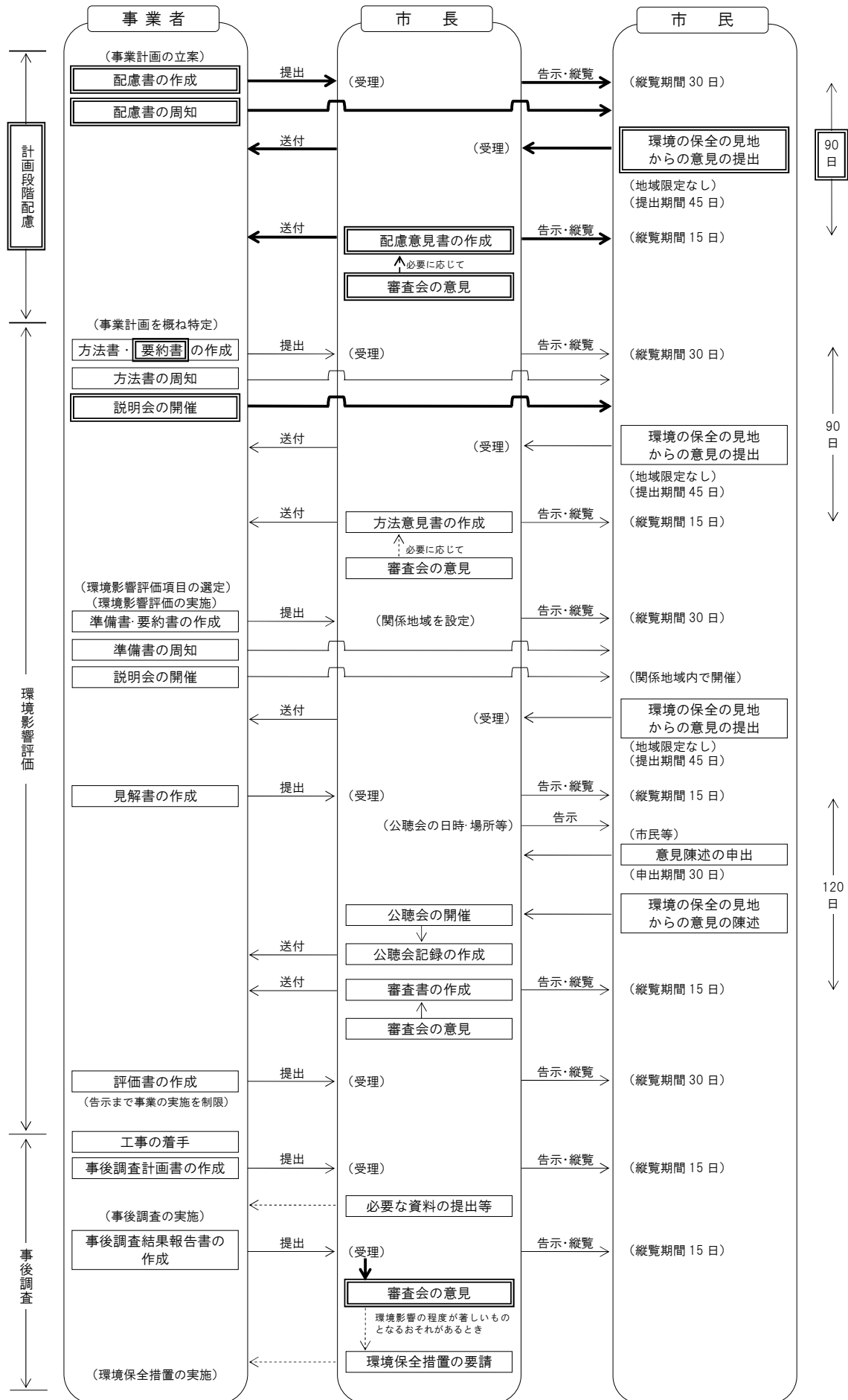
## 参考資料4 環境影響評価の実施件数

(平成23年版 名古屋市環境白書 抜粋)

事業の種類	名古屋市環境影響評価指導要綱 (S54.4.1~H11.6.12)	名古屋市環境影響評価条例 (H11.6.12~)
1 道路の建設	3	0
2 鉄道又は軌道の建設	12	2
3 発電所の建設	1	0
4 工場又は事業場の建設	0	0
5 下水道終末処理場の建設	1	1
6 廃棄物処理施設の建設	5	1
7 公有水面の埋立て	0(+1)	0
8 住宅団地の建設	1	0
9 大規模建築物の建築	16	7
10 レクリエーション施設の建設	—	0
11 工業団地の造成	0	0
12 流通業務団地の造成	0	0
13 土地区画整理事業	2	0
14 開発行為に係る事業	1(+1)	0
合計	42(+2)	11

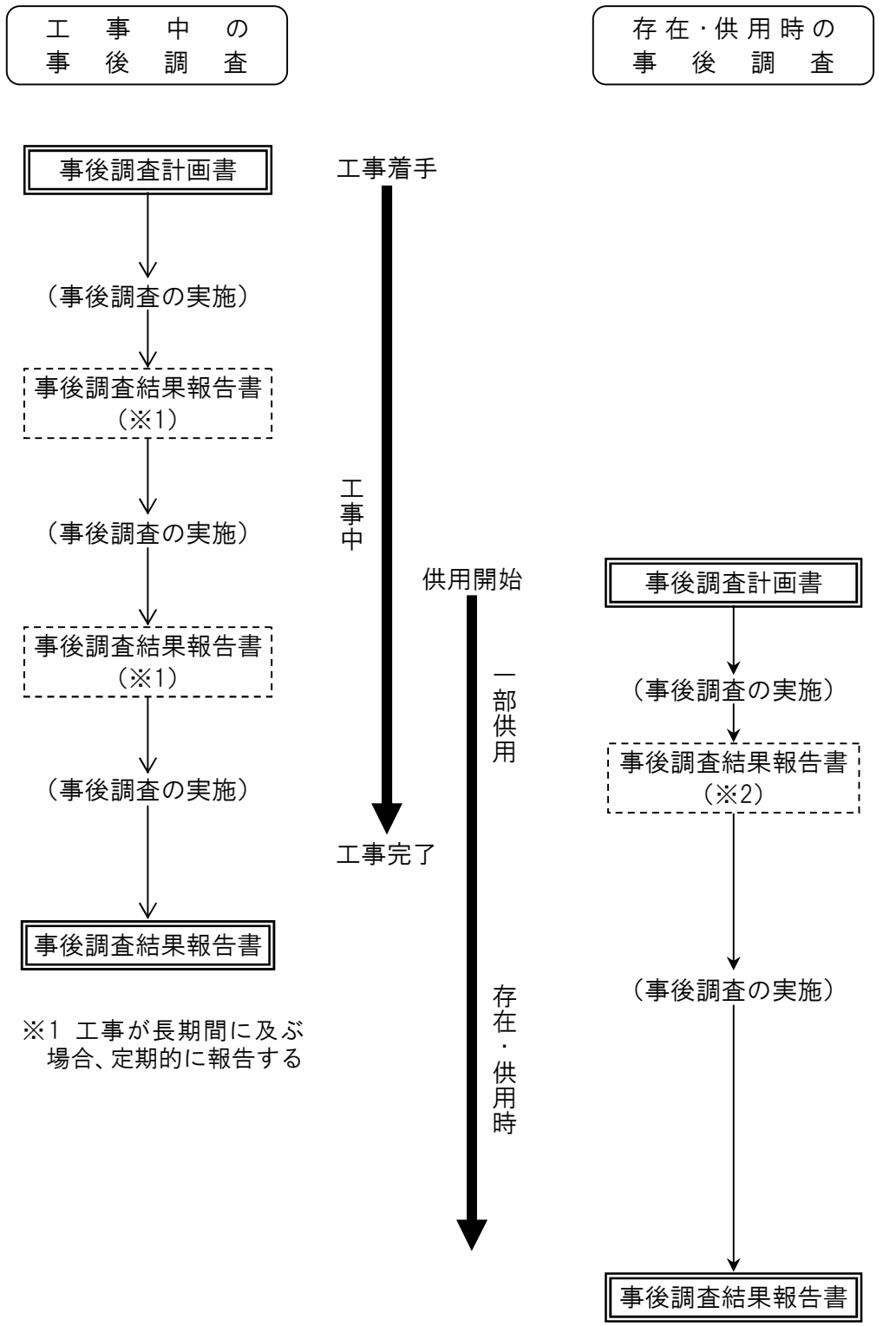
注 ( )内の数字は、2つの事業種に重なるものを延べ件数として計上した。  
要綱と条例では、対象とする事業の種類、規模要件が異なっているものがある。

# 参考資料5 今後の制度の手続の概要

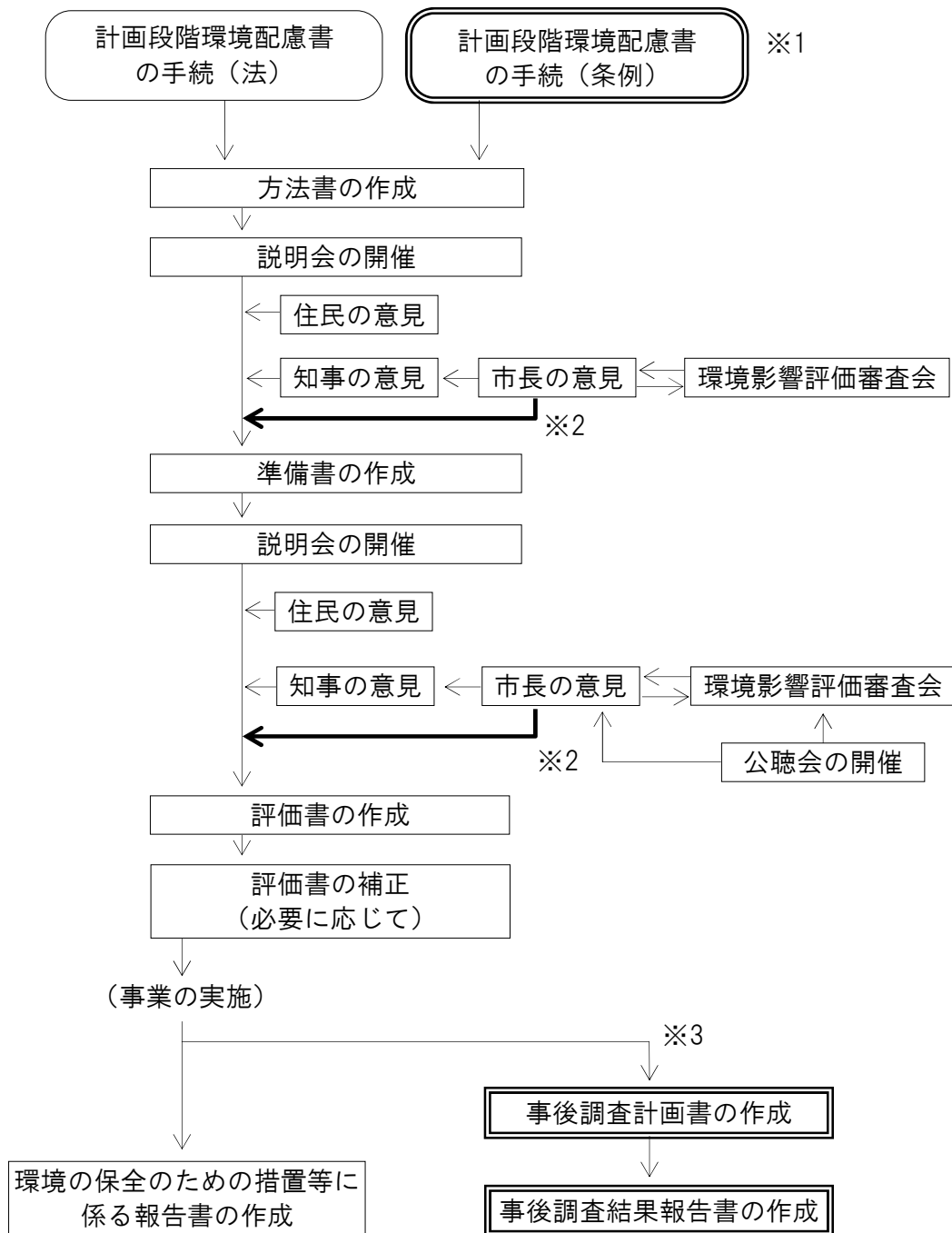


注) □、→ (太い矢印) は現行制度からの変更点を示した部分

参考資料6 今後の事後調査の手続の概要



## 参考資料7 法対象事業の手続について



※1 法の計画段階環境配慮書の手続を行わない事業者は条例の手続を実施する。

※2 関係地域が市域内に限られる場合、市長は直接事業者に意見を述べる。

※3 全ての事業者は法に基づく事後調査に加えて条例に基づく事後調査を実施する。